

外郭団体に係る定額交付金制度の導入について

趣 旨

外郭団体に係る経費について、平成18年度から指定管理者制度が導入されることも踏まえ、明確な経営責任の下、自律的な団体経営を確立するため、府が関与すべき範囲・程度を見直し、府からの支出はその範囲内において定額で交付する方式（定額交付金制度）を平成17年度から段階的に導入する。

定額交付金制度

府の関与すべき範囲・程度を明確化し、その範囲内において年間所要額を定額で算定の上、年度当初に渡し切り方式で交付する。

従って、年度途中で収支不足が生じた場合は、団体の自己責任の下で収支不足の解消を図り、府の追加交付は行わない。

実施時期

平成18年度からの本格導入を見据え、平成17年度から段階的導入を図る。

「定額交付金制度」のイメージ

